

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年十一月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

菅原歯科医院		みやざきクリニツク	名称	所在地
鴨下ビル二一F 草加市氷川二一六二下ビル		比企郡小川町二八五		
菅原 徳江		医療法人娛生会	開設者名	サービスの種類
介護予防管理	療養管理	指導居宅療養管理	指導居宅療養管理	
				指定年月日
	日 令和七年九月一		日 令和七年九月一	